

本人又は被相続人の財産を管理する者
との金融取引に関する法的問題

2024 年 6 月

金 融 法 務 研 究 会

は し が き

本報告書は、本研究会第2分科会における2021年度・2022年度の研究の内容を取りまとめたものである。

これまでに第2分科会で取り上げたテーマは、巻末の報告書一覧のとおりであるが、2021年度・2022年度は「本人又は被相続人の財産を管理する者との金融取引に関する法的問題」をテーマとして取りあげ、その研究成果を本報告書に取りまとめた。

本報告書においては、第1章で「親権者との銀行取引（主として預金取引）について」（山田誠一担当）、第2章で「民事信託受託者との銀行取引」（山下純司担当）、第3章で「共有物の管理者と銀行との取引」（中田裕康担当）、第4章で「死後事務委任契約の受任者」（沖野眞已担当）、第5章で「普通預金の死因贈与をめぐる法律問題——東京地判令和3年8月17日を素材として」（加毛明担当）、第6章で「相続財産管理人、相続財産清算人の権限について——銀行窓口取引に関連する事項を中心として」（垣内秀介担当）、第7章で「相続財産管理人、相続財産清算人以外の家事事件で選任される管理者について」（松下淳一担当）を取りあげている。

このうち第1章においては、金融機関が未成年者との間で銀行取引をする場合について、親権者が未成年者の法定代理人として銀行取引をするとき、および、未成年者が親権者の同意を得て銀行取引をするとき、それぞれについて、考慮すべき法律問題を検討する。第2章においては、民事信託の受託者が受益者のために銀行取引をするときの法律問題を検討する。第3章においては、共有物の管理者（民法252条の2）と銀行との取引（共同相続における担保物権、貸金庫契約など）で考えられる法的課題を検討する。第4章においては、死後事務委任の受任者による委任事務遂行に関わる死後事務委任の認定、死後事務委任事項、委託者の指図、委託者の任意解除について検討する。第5章においては、近時の下級審裁判例を素材として、普通預金が死因贈与契約の対象とされた場合における実体法上の法律関係及びそれを踏まえた銀行の対応の在り方について検討する。第6章においては、令和3年民法改正後の相続財産清算人及び相続財産管理人の権限について、銀行窓口取引に関連する行為に焦点を当てながら検討する。第7章においては、家事事件手続法200条1項にもとづく財産管理者の選任の要件及びその権限を検討する。

本報告書が銀行実務家をはじめ、各方面の方々のお役に立つことができれば幸いである。

なお、本研究会には、銀行の法務分野から実務を担当する方にオブザーバーとしてご参加いただいている。また、事務局を全国銀行協会業務部にお願いしている。

最後に、第2分科会では、2023年度は「新しい類型の取引」をテーマとして取りあげ、研究を続けている。

2024年6月
金融法務研究会座長
神 作 裕 之